

第 1 3 号 議 案

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 3 号中「4, 0 0 0 円」を「5, 0 0 0 円」に改め、同項第 7 号中「1 0 0 円」を「3 0 0 円」に改める。

第 3 条の表を次のように改める。

区分		使用料	
自動車	一般の病院利用者 （1 台 1 回につき）	3 0 分以内	無料
		3 0 分を超え 1 時間以内	4 0 0 円
		上記を超える部分につき 3 0 分 までごとに	2 0 0 円
	物品を定期的に納入する 者等で病院の指定するもの	1 月ごとにつき 1 台	6, 6 0 0 円以内で 管理者が定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例第 3 条の表自動車の部物品を定期的に納入する者等で病院の指定するものの項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市立病院の文書料の上限額、診察券発行手数料及び駐車場の駐車料金を見直すこと。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和7年11月1日から施行すること。